



みんなの力で
 一日も早い復旧を！

謹んで災害の お見舞い申し上げます

この度の想像を絶する地震の被災とご心痛に対し、心からお見舞い申し上げます。皆様に於かれましても、吳々も健康に留意され、1日も早く復旧されますよう、お祈り致しております。尚、私共の事務所は建物の方は何ら問題なく、4Fの内装は角のクロスがゆがみ、トイレ等のタイルが落ちたり、かけたりしている程度でしたが、すべてのロッカー、書棚は倒れ、書籍、ファイル、機器類は散乱していました。地震当日から社員総出で整理、平常通り営業致しております。お客様には、お見舞いの電話も多数いただき心よりお礼申し上げます。

尚、今回の災害により被られた損害についての税務上の取扱について、お知らせ致します。

〈税務上の取扱は…〉

A. 私生活について受けた損害

…「雑損控除」と「災害被害者に対する租税の減免」

B. 個人の事業及び不動産所得に受けた損害

…通常の必要経費

C. 法人の事業に受けた損害

…法人の経費 となります。

① Aは平成6年の所得である7年3月の確定申告より、B、Cは7年1月17日を含む事業年度の経費なります。

② Bについて赤字が生じた場合は、平成8年の3月の申告で「繰戻し請求」できます。（7年の所得の黒字と通算して8年3月の確定申告で還付してもらえる。繰戻ししない分は欠損の繰越ができます）

③ C法人については、前年の所得との通算（繰戻し請求）はできない事になっていますが、1月23日付をもって、近畿税理士会より「繰戻し請求」を認めるように要望書が提出されました（繰戻し請求ができない場合は欠損金の繰越が出来る事になっています）

④ 今回の文書はAについてのみ記入しましたが、B、Cについては追ってお知らせ致します。

雑損控除

I. 概要

災害によって住宅又は家財などに損害を受けたときは、雑損控除の適用を受けることができることとされており、その雑損控除を行ってもなお、控除しきれない損失の金額があるときは、雑損失の繰越控除の適用を受けることができます。

II. 対象資産の範囲

- (1) 雜損控除の対象となる資産は、棚卸資産、事業用固定資産、繰延資産及び山林以外の資産となります。したがって、事業と称する至らない程度の業務用資産も雑損控除の対象となる資産に含まれますが、概ね生活中に通常必要な資産と考えてよいでしょう。具体的には次のようにあります。
- ① 住宅、家具、什器、家電製品、衣服、食器、書籍などの家庭用動産
 - ② 1個又は1組の価額が30万円以下の貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、ベっこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品、七宝製品、書画、骨董、美術工芸品

- (2) 雜損控除の対象となる資産には、納税者本人の有する資産の他、その納税者と生計を一にする親族で、その年の所得金額が35万円以下であるものの有する資産も含まれます。この場合、被災時において生計が一であれば、それで足りるものであり、その後、婚姻等により別生計になった場合でも適用されます。

III. 損失の金額の計算の

基礎となる資産の評価

損失の金額の計算の基礎となる資産の価額は、その損失の生じた時の直前の時価より直後の時価を差し引いた価格となります。この場合の時価とは、再取得価額を基準に計算します。

IV. 控除額の計算上の留意点

保険金等の金額が確定申告書提出期限までに確定していない場合には、その保険金等の見積額を控除し、後日保険金等の額が確定したときに、見積額との差額を確定申告書の提出年分に遡及して訂正することとします。

尚、保険金等とは、具体的には次のようになります。

- ① 損害保険契約又は、災害共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金
- ② 資産の損害の補填を目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

V. 災害等に関連する支出

(1) 範囲

雑損控除の対象となる災害等に関連するやむを得ない支出は、次のようにになります。但し、災害等に関連するやむを得ない支出は、納税者本人が支出したものに限られます。

- ① 災害により住宅家財等が滅失し、損壊し又は、その価値が減少したことによる、その住宅家財等の取壊し又は、除去のための支出
- ② 災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までにした次に掲げる支出

イ. 災害により生じた土砂、その他の障害物を除去するための支出

ロ. その住宅家財等の原状回復のための支出、具体的には、建物の外壁のひび割れ等の外装修理や塗装、ガラス等の挿入等の修理、作業用のプレハブ小屋、足場の組立費、修理材料の運搬費用

ハ. その住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

- ③ 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又は正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に、その住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止させるために緊急に必要な措置を講ずるための支出

（裏面へつづく）